

手続名
特別療養証明書の変更手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

手続説明

- ・概要
市内で住所が変わった場合や、氏名などが変わった場合などに必要な手続です。市民課での変更届に含まれます。
- ・対象者
特別療養証明書が発行されている方で下記に該当する方
 - ・市内で住所が変わる
 - ・世帯主や氏名が変わる
 - ・世帯を分けたり、一緒にする
- ・提出期限
事由が発生した日から原則として14日以内

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・特別療養証明書

手続詳細URL	
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika_ku_kyufu/2017-0525-0846-16.html	
出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり